

## 出席管理及び在留継続支援体制に係る認定日本語教育機関の 運営に関するガイドライン

出入国在留管理庁  
文部科学省総合教育政策局  
令和6年4月12日策定

留学のための課程を置く認定日本語教育機関が、生徒の出席を適正に管理し、学習を継続するために必要な支援を行うため、認定日本語教育機関認定基準（令和5年文部科学省令第40号。以下「認定基準」という。）第30条及び第34条に基づき、実施が求められる事項について示すため、出席管理及び在留継続支援体制に係る認定日本語教育機関の運営に関するガイドラインを以下のとおり定める。

本ガイドラインは、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（令和5年文部科学省令第39号）第12条第1項の規定に基づき、留学のための課程を置く日本語教育機関の認定等に当たり行う文部科学大臣から法務大臣への協議において、法務大臣がその認定等に係る事実の確認を行う際や、留学のための課程を置く認定日本語教育機関が日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号。以下「法」という。）第2条第3項各号に適合しないものとして、法務大臣が文部科学大臣に通報を行い、文部科学大臣が法第11条の規定による報告又は資料の提供を求める際の基準となるものである。

### 1 出席管理体制に関する事項（認定基準第30条関係）

- (1) 生徒の授業への出席率を適確に把握すること。
- (2) 1か月の出席率（その月に出席した単位時間数を出席すべき単位時間数で除した数をいう。以下同じ。）が8割を下回った生徒（疾病その他のやむを得ない事由により欠席した者を除く。）については、1か月の出席率が8割以上になるまで改善のための指導を行い、その指導の状況を記録すること。
- (3) 1か月の出席率が5割を下回った生徒（疾病その他のやむを得ない事由により欠席した者を除く。）については、上記（2）による指導等に加え、当該生徒が資格外活動の許可を受けている場合は当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称を確認し、記録すること。

### 2 在留を継続するための支援体制に関する事項（認定基準第34条関係）

- (1) 入学を希望する者（以下「入学希望者」という。）の出願受付時に、学習の継続に必要な経費支弁能力を有することを、適切な方法により直接確認することとし、同能力を有しない者の入学を認めないこと。
- (2) 入学者の選考に当たり、入学希望者が仲介者その他の留学の準備に関与す

- る者（以下「仲介者等」という。）に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握し、不適切な仲介者等が関与している場合には、その入学希望者の入学を認めないこと。
- (3) 生徒の在留期間並びに資格外活動の許可の有無、当該許可に係る活動の内容及び当該活動を行う本邦の公私の機関の名称を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行うこと。
  - (4) 職業安定法（昭和22年法律第141号）上の許可を受けて同法の定めるところにより手数料又は報酬を受ける場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者等からあつせん又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させないこと。
  - (5) 寄宿舎を置いている場合は、生徒が日常生活を支障なく営むことができる設備を整えること。
  - (6) 生徒に対し、人権侵害行為を行わないこと。また、法令に違反する行為を唆し、又は手助けしないこと。（注1）
  - (7) 学習活動を適正に行っているとは認められない生徒が相当数存在する場合には、その状況を是正する措置を適切にとること。（注2）
  - (8) 生徒が退学したとき又は除籍されたときは、各種法令等に従い、適切に報告することとする。
  - (9) 著しく不適切な在籍管理を行わないこと。（注3）

（注1）当該行為が、①日本語教育機関の設置者によって実行されていた場合、②教育機関内である程度組織的に行われていた場合、③一教員や一職員の行為ではあるが組織として黙認されていたような場合には、日本語教育機関がこれらの行為をしたものと評価される。

「人権侵害行為」には、旅券や在留カードの取上げ、合理的な理由なく生徒の意に反して除籍・退学・帰国等させる行為、進学や就職のために必要な書類を発行しないなど生徒の進路選択を妨害する行為、生徒に対する暴力、セクシャルハラスメント、人種差別的言動等が含まれる。

「法令に違反する行為」とは、出入国管理法令に定める違反行為の他、犯罪行為を含めた法令に違反する行為が含まれる。

（注2）「学習活動を適正に行っているとは認められない生徒」とは、例えば、授業中に居眠りをしている者や学習以外の行為を行っている者、授業に出席せずアルバイト等を行っている者等を指す。

「学習活動を適正に行っているとは認められない生徒が相当数存在する場合」に該当するか否かについては、当該生徒の数のみではなく、地方出入国在留管理局において必要な調査を行った上で、当該生徒の受講状況等、個別の状況を踏まえる必要がある。例として、

- ・ 全ての生徒の6か月間出席率の平均が7割を下回ること
- ・ 一暦年中に入学した者の3割以上が、在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間を経過して本邦に在留するに至ったことが挙げられる。

「その状況を是正する措置を適切」にとられていないと判断される場合としては、教員等が生徒の受講態度を注意していないこと、出席を促すための指導を行っていないこと等がある。

(注3) 地方出入国在留管理局等は

- ・ 生徒の在籍者数に過度な増加があること
- ・ 各日本語教育課程における授業を受けるために最低限必要な日本語能力を有しない者を多数受け入れていること
- ・ 経費支弁能力の確認が不十分であることにより多数の学費未納者や資格外活動違反者を発生させていること
- ・ 生徒の受入れ規模に見合わない脆弱な組織体制や適切さに欠ける就学環境であること
- ・ その他、生徒が学習活動を適切に行っているとは認められないことのいずれかに該当する事実を認めたときは、「著しく不適切な在籍管理」に該当すると判断するものとする。